

項目	制度	詳細
勤務時間・勤務場所の柔軟化	フレックスタイム制度	・6:45～9:45、14:45～16:45をフレキシブルタイム、9:45～14:45をコアタイム（コロナ禍はコアタイムを撤廃）
	在宅勤務制度	・週2日まで在宅勤務可能（コロナ禍においては、取得日数の上限を撤廃）
出産・育児との両立支援	育児休業	・3歳まで取得可能
	育児のための時短フレックス	・小学校3年生まで、1日の労働時間をフレキシブルタイムの範囲内で決定でき、かつ月間の総労働時間を通常のフレックスタイム勤務より短縮可能（1歳2か月未満の間は給与控除なし）
	時間外勤務の制限・免除	・小学校3年生まで時間外勤務を制限・免除
	育児休暇	・3歳まで取得可能、積立休暇（過去5年の切り捨てられた有給休暇を積立て。年間60日まで取得可能）を利用
	子の看護休暇	・小学校就学まで、子1人につき5日。2人以上の場合は10日（有給）。1日、半日、1時間単位で取得可能
	病児保育等の費用補助	・病児保育や延長保育の費用補助（実費の半額（上限：月額2万円））、保育所等経由の通勤費用を補助
	育児のための時短フレックス	・小学校3年生まで、1日の労働時間をフレキシブルタイムの範囲内で決定でき、かつ月間の総労働時間を通常のフレックスタイム勤務より短縮可能（1歳2か月未満の間は給与控除なし）
介護との両立支援	介護休業	・一事由に対し、最長1年間取得可能（分割取得も可能）
	介護のための時短フレックス	・1日の労働時間をフレキシブルタイムの範囲内で決定でき、かつ月間の総労働時間を通常のフレックスタイム勤務より短縮可能
	介護休暇	・介護対象1人につき5日、2人以上の場合は10日。加えて積立休暇最大60日（時間単位で取得可能、有給）
通院治療との両立支援	通院治療のための医療休暇	・積立休暇（過去5年の切り捨てられた有給休暇を積立て。年間60日まで取得可能）を、通院治療のために利用することが可能
	通院治療のための時短フレックス	・通院・治療に必要な期間、1日の労働時間をフレキシブルタイムの範囲内で決定でき、かつ月間の総労働時間を通常のフレックスタイム勤務より短縮可能
	時間外勤務等の制限・免除	・通院・治療に必要な期間、時間外勤務や休日勤務を制限・免除
	健康診断・人間ドック費用負担	・オプション検査についても費用補助対象
	ワークライフサポート休暇	・積立休暇（過去5年の切り捨てられた有給休暇を積立て。年間60日まで取得可能）を、通院治療のために利用することが可能
休業制度等	配偶者帯同休業	・配偶者の海外転勤時に取得可能
	自己啓発休業	・留学など自己啓発のために取得可能
	退職者再雇用	・育児などの理由で退職した社員の再雇用制度
社内啓蒙・制度利用しやすい雰囲気づくり	ハラスメント・コンプライアンス研修	・若手、中堅社員、管理職の各層及び全社員に対してハラスメントやコンプライアンスに関する研修を実施
	各種ガイドラインの作成	・各種ガイドラインを作成し、制度の目的、内容を分かりやすく社内周知